

児童虐待防止推進月間 ～体罰等によらない子育てを広げよう～

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

◇こんなことをしていませんか？

- ・ 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・ いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・ 宿題をしなかったので夕食を与えなかった。
→全て体罰です。

◇なぜ体罰等はいけないの？

- ・ 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。これは科学的にも明らかになっています。

◇しつけと体罰はどう違うの？

- ・ しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

◇連絡・相談窓口 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-23-5508
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちばやく）

子育てはいろいろな人の
力と共に



和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和2年3月24日から施行されています。和歌山県では、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会を実現することを目指しています。また、引き続き、部落差別の解消のための教育・啓発や、住民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

市民の皆さんも、条例の趣旨をご理解いただき、部落差別は許されないものであるといった認識のもと、全ての市民の人権が尊重される豊かな社会を実現しましょう。

◇同和問題（部落差別）の相談窓口

- ・ 人権ホットライン ☎073-421-7830（（公財）和歌山県人権啓発センター）
- ・ 和歌山県 人権政策課 ☎073-441-2563
- ・ 日高振興局 総務県民課 ☎0738-24-2993

◇問い合わせ 和歌山県 人権政策課 ☎073-441-2563

～男女が共に輝ける社会の実現を目指して～ 男女共同参画社会推進活動に取り組む団体を紹介します

団体名 **男女共同参画推進グループ ウイズ・ア・スマイル**

男女共同参画推進グループ ウイズ・ア・スマイル(会長：木戸地 美也子さん)は御坊市で男女共同参画の推進活動をされている団体です。

年に数回、男女を問わず大人も子どももみんなが楽しめるイベントを企画運営されています。

また、男女共同参画推進などの街頭啓発にも参加いただいているほか、講師をお招きして講演会なども開催されています。

詳しい活動内容や今後のイベントの予定については右記のQRコードを読み取りください。※ウイズ・ア・スマイル公式LINEにつながります。

◇問い合わせ

社会福祉課 人権・男女共同参画推進室
☎0738-23-5508



10月3日に開催のビーチクリーンピクニック